# 高島市 循環型社会形成推進地域計画 (第3期)

平成 29 年 1 月

滋賀県高島市

# 目 次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 対象地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(2) 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(3) 基本的な方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
(4) 広域化処理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 生活排水の処理の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(3) 一般廃棄物等の処理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) 生活排水の処理の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
3. 施策の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 発生抑制、再使用の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 処理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(3) 処理施設等の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(4) その他の施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
4. 計画のフォローアップと事後評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 計画のフォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
(2) 事後評価および計画の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
添付資料
様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1
様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2
様式3 高島市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧
参考資料様式5 施設概要(浄化槽系)
添付資料 1 対象地域図
添付資料2 目標の設定に関するグラフ
添付資料 3 分別区分説明資料
添付資料 4 現有施設の概要
添付資料 5 汚水処理施設整備構想図

#### 高島市 循環型社会形成推進地域計画(第3期)

滋賀県 高島市 平成 29 年 1 月

#### 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

#### (1) 対象地域

構成市町村名 : 高島市

面 積: 693.00 km<sup>2</sup>

人 口 : 51,349人(平成27年3月末現在、外国人含む。)

#### (2)計画期間

本計画は平成29年4月1日から平成35年3月31日までの6年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を 見直すものとする。

#### (3) 基本的な方向

高島市(以下「当市」という。)は、平成17年1月に、湖西広域連合構成町村であるマキノ町、今津町、朽木村、安曇川町、高島町および新旭町が広域合併し、新しくできた市である。当市は豊かな自然環境に恵まれており、それぞれの地域住民の生活環境を保全するためには、廃棄物の適正処理を図り、快適なまちづくりの実現に努めなければならない。

このため、住民意識の啓発等によるごみの減量化、資源化及び再生利用の徹底などにより排出抑制・再資源化に努めるとともに、焼却処理にあたっては熱エネルギーの活用も図る他、廃棄物処理における再生可能エネルギーの導入を検討するなど、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムを構築する。

#### (4) 広域化処理の状況

滋賀県では、ダイオキシン類の削減と、効率的な廃棄物処理等を目的として、 平成11年3月に「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」を策定しており、県下の市 町村を7ブロックに分けてごみの広域化処理を計画している。

本市は、ごみの広域化処理計画の湖西ブロックとして、新旭町の1施設を廃止し、湖西広域連合の1施設を更新し、平成17年1月1日の町村合併で高島市が同施設を継承している。

次期施設の更新においては、人口減少やごみ量の推移を踏まえ、近隣自治体との広域化あるいは単独設置や事務委託さらには民間委託等を検討していく。

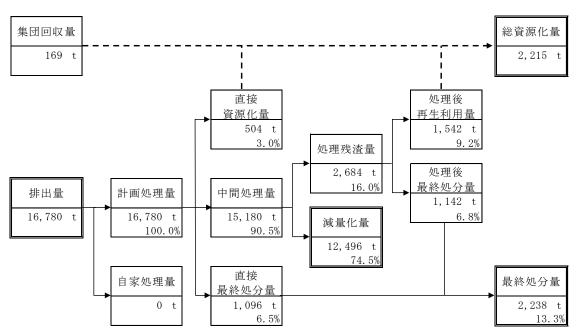
#### 2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

#### (1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成26年度の一般廃棄物の排出処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、16,949 t であり、再利用される「総資源化量」は 2,215 t 、リサイクル率(=総資源化量÷発生量)は 13.1% である。

中間処理による減量化量は12,496 t であり、集団回収量および自家処理量を除いた排出量の74.5%が減量化されている。また、集団回収量および自家処理量を除いた排出量の13.3%に当たる2,238 t が埋め立てられている。中間処理のうち、高島市環境センターにおける焼却量は14,090 t である。当市では、焼却処理施設の余熱を館内暖房や温水の熱源として利用しており、冬季には温水融雪(ロードヒーティング等)を行っている。



- 注1) 直接再生利用量:古紙類(新聞・雑誌、シュレッダー、布類、飲料用紙パック、段ボール) 直接最終処分量:燃えないごみA
- 注2) 上記フローには、平成26年度に中間処理、平成27年度に最終処分した量も含めている。 処理状況フロー (現在)

図1 現状(平成26年度)のごみ処理状況フロー

#### (2) 生活排水の処理の現状

平成26年度の生活排水の処理状況およびし尿・汚泥等の排出状況は、図2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 51,349 人(平成 27 年 3 月末現在)であり、 汚水衛生処理人口は 46,274 人、汚水衛生処理率(=(公共下水道+農林業集落排 水処理施設+合併処理浄化槽の各人口)÷総人口)は、90.1%である。

し尿発生量は 4,215 kL/年、浄化槽汚泥発生量は 8,616 kL/年であり、自家処理 を除いた処理・処分量(=収集・運搬量)は 12,831 kL/年である。

当市におけるし尿・浄化槽汚泥の処理・処分は、高島市衛生センターにて行われ、処理後に発生するし渣および汚泥は、当市が管理・運営しているごみ焼却施設の高島市環境センターにて焼却処理している。

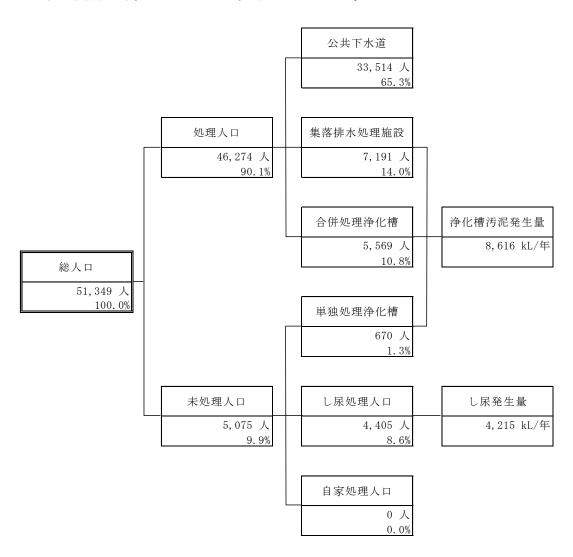


図2 現状(平成26年度)の生活排水の処理状況フロー

#### (3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1および図3のとおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表 1	減量化	再生利用に関する現状と目標
1X I		

	指標	現状 (割合 <sup>※1</sup> ) (平成 26 年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (平成 35 年度)
		(十八) 20 十八)	
	家庭系 総排出量	13,827 トン	12, 407 トン (-10. 3%)
	1人当たりの排出量※2	269 kg/人	254 kg/人( -5.6%)
排出量	事業系 総排出量	2,953 トン	2,650 \> (-10.3%)
	1事業所当たりの排出量**3	1.07 トン/事業所	0.96 トン/事業所(-10.3%)
	合 計 事業系家庭系排出量合計	16, 780 トン	15,057 トン(-10.3%)
<b>事先到四</b> 星	直接資源化量	504 \> ( 3.0%)	1,023 } (6.8%)
再生利用量 	総資源化量	2, 215 \> (13.1%)	2, 247 \> (14.8%)
熱回収量	熱回収量(年間の熱使用量)	29,000 GJ	29,000 GJ
減量化量	中間処理による減量化量	12,496 \> (74.5%)	11,096 }> (73.7%)
最終処分量	埋立最終処分量	2,238 \> (13.3%)	1,875 トン (12.5%)

- ※1 排出量は現状に対する割合、再生利用量の総資源化量は事業系家庭系排出量+集団回収量の合計に対する割合、その他は排出量に対する割合
- ※2 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)
- ※3 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数) 事業所数は総務省統計局「平成24年経済センサス」を基にした。

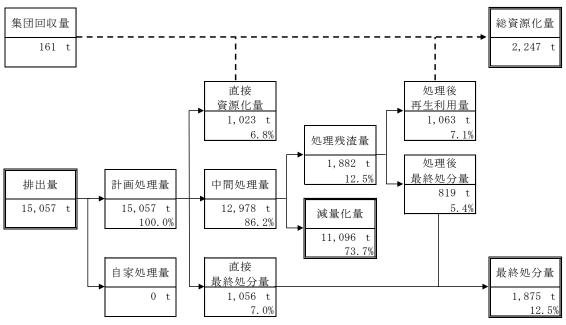
#### 《 指標の定義 》

排 出 量:事業系ごみ、家庭系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。)[単位:トン]

再生利用量:集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位:トン〕

熱 回 収 量: 熱回収施設において使用された年間の熱量〔単位: G J〕

減量 化量:中間処理量と処理後の残さ量の差[単位:トン] 最終処分量:その他処分+埋立処分された量[単位:トン]



※直接再生利用量:古紙類(新聞・雑誌、シュレッダー、布類、飲料用紙パック、段ボール)、直接最終処分量:燃えないごみA

処理状況フロー (将来)

図3 目標年度(平成35年度)のごみ処理状況フロー

#### (4) 生活排水の処理の目標

本計画の計画期間中においては、生活排水の汚水衛生処理を目的とし、表2の とおり目標について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

	項目	現状 (平成 26 年度)	目標 (平成 35 年度)	
	公共下水道	33,514人(65.3%)	38, 398 人(78.7%)	
処理形態別	集落排水処理施設	7, 191 人(14.0%)	4,466人(9.2%)	
態	合併処理浄化槽	5,569 人(10.8%)	4, 723 人( 9.7%)	
人口	未処理人口** 5,075 人(9.9%)		1, 189 人( 2.4%)	
	合計	51,349 人(100.0%)	48, 776 人(100.0%)	
し尿	汲み取りし尿量	4, 215 kL	904 kL	
• 汚泥	浄化槽汚泥量	8, 616 kL	6, 830 kL	
の量	合計	12, 831 kL	7, 734 kL	

<sup>※ 「</sup>未処理人口」の人口は、単独処理浄化槽の人口、し尿処理人口及び自家処理人口の合計値である。

#### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

#### ア. 生ごみ削減対策(施策番号12)

現在、生ごみ処理機導入補助の拡充を図り、生ごみ・水分量の減量推進を 図っている。今後も引き続き、生ごみ・水分量の減量推進を図っていくとと もに、ごみ分別の仕方の徹底や食品ロス削減による生ごみ減量施策について 市民への啓発活動を推進していく。

#### イ. マイバッグ運動・レジ袋対策(施策番号13)

県が開催するフォーラムへの参加、市内の商工会や民間業者等と協力し、レジ袋の削減やマイバッグ運動等を推進していく。

#### ウ. 集団回収活動の勧奨(施策番号14)

集団回収については、これまで助成制度を活用し推進してきたが、今後は、 地域独自での取組により、リサイクル意識の向上が図れるよう集団回収活動 を勧奨していく。

#### 工. 排出抑制、再資源化施策(施策番号15)

高島市環境センターの見学者に対し行っているごみの出し方やごみの処理 方法について説明を行う際に、4Rの内容についても積極的に啓発していく。 また、市民が自主的に排出抑制に取り組むためにイベント等を活用し、広 報活動など積極的に実施するとともに、イベント等への支援についても検討

さらに、企業等への責任分担と協力の要請によって、販売店における過剰 包装自粛やリサイクル品等の店頭回収を推進していく。

#### オ. 有料化の検討(施策番号11)

する。

現在、施設に直接搬入されるごみ、個別に収集される粗大ごみおよび事業 系ごみについては有料化している。

今後は、ごみの排出抑制及び負担の公平性を図るため、市民等の意見を参 考に有料化を検討するとともに、事業系ごみについても料金の見直しを検討 する。

### 力. 生活排水対策(施策番号16)

下水道等への未接続世帯については、早急に接続するように要請するとともに、家庭等から排出される汚濁負荷削減のため、無リン洗剤の使用、三角コーナーネットの使用および水切り袋の使用等の啓発活動を図る。

また、合併処理浄化槽を設置する場合や維持管理を管理組合で実施する場合は、補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及および適正管理を図る。

#### (2) 処理体制

#### ア. 家庭系ごみの処理体制の現状と今後(施策番号21)

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。平成27年度からは小型家電リサイクル事業に取り組み、燃えないごみB類として排出されたもののうち、使用済小型家電については分別収集し、適正処理・再利用を図っている。

また、平成28年度からプラスチックボトルの分別収集を全域へ広げていく 取り組みを進めている。その他については、現状の分別区分および処理方法 を継続するものとする。

紙資源ごみをはじめとする資源ごみについては、現在の分別区分を継続しつつ、より一層の分別徹底を推進することにより、燃やせるごみへの混入率 低減を目指し、併せて資源化率の向上を図るものとする。

#### イ. 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後(施策番号22)

事業系一般廃棄物については、家庭系ごみに準じた処理体制とし、直接搬入されるごみの処理・処分については、今後も継続していくものとする。

特に、ごみが発生しにくい事業活動を推進するよう多量排出事業所に働き かけ減量化計画の策定を促すなど適正処理を推進していく。

#### ウ. 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在は、産業廃棄物である繊維業の糸くず、扇骨業の竹材、事業系廃プラスチックを市で受け入れて処理・処分をしている。今後は、リーフレットの配布等により事業系廃プラスチックの排出抑制を図るものとする。

#### エ. 生活排水処理の現状と今後(施策番号23)

生活排水の処理については、引き続き、公共下水道や集落排水処理施設が 整備されていない人口散在地域等で合併処理浄化槽の普及を進めていく。

また、し尿および浄化槽汚泥(集落排水処理施設からの汚泥を含む)については、現行どおり収集等を行っていくものとする。

#### オ. 今後の処理体制の要点

- ◇家庭系ごみについては、紙資源ごみをはじめとして一層のごみ減量に努めた うえで、資源化率の向上を図る。特に、プラスチックボトルの分別収集を市 内全域に広げていく取り組みを進める。
- ◇多量排出事業所に働きかけ、減量化計画の策定を促し、事業系一般廃棄物の 発生を抑制する。
- ◇人口散在地域等で合併処理浄化槽の普及を進める。

### 表3 高島市の分別区分と処理方法の現状と今後

	現	状(平成26年)	度)	•			
分別区分	処理方法	処	処理実績				
71/01/27/	及星万仏	一次処理	二次処理	(トン)			
燃やせるごみ	溶融	高島市環境 センター (ごみ処理施設)	(溶融飛灰) 大阪湾広域臨海環境整備 センター埋立処分場 (溶融スラグ) 再資源化	13, 169			
燃えないごみA類	埋立		「域臨海環境整備 一埋立処分場、	151			
ガレキ類※1	-11-11	· ·	市内不燃物処理場				
燃えないごみB類	複合 (破砕選別		(可燃物) 高島市環境センター (ごみ処理施設)	201			
粗大ごみ	ほか)		(資源物)委託処理 (不燃物)各処理場	24			
飲食用カン		高島市環境 センター	(売却)	105			
飲食用ビン・化粧品ビン・服用する薬のビン	リサイクルイクルイクル	(リサイクル施設)		419			
ペットボトル			(日本容器包装リサイク ル協会に引き渡し)	89			
プラスチックボトル ※2				1			
新聞・ダンボール・飲 用紙パック・その他古 紙 (雑誌)・シュレッダ 一紙・古着等	(選別圧縮等)		(売却)	504			
廃食油		(委託処理)	(売却)	14			
有害ごみ		(委託処理)	32				

<sup>※1</sup> ガレキ類は、朽木、今津地域のみの回収である。

		今 後(平)	成35年度)	
ごみ種類	処理方法	処	理施設等	処理見込み
この利里規	处生力仏	一次処理	二次処理	(トン)
燃やせるごみ	溶融	高島市環境 センター (ごみ処理施設)	(溶融飛灰) 大阪湾広域臨海環境整備 センター埋立処分場 (溶融スラグ) 再資源化	10, 965
燃えない ごみ A 類 ガレキ類※3	埋立	大阪湾広 センタ・ 市内 <sup>ス</sup>	108	
燃えない ごみB類	複合		(可燃物) 高島市環境センター	174
粗大ごみ	(破砕選別) ほか)		(ごみ処理施設) (資源物)委託処理 (不燃物)各処理場	23
飲食用カン		高島市環境 センター	(売却)	114
飲食用 ビン類		(リサイクル施設)		399
ペットボトル	リサ		(日本容器包装リサイク ル協会に引き渡し)	122
プラスチック ボトル	リサイクル			1
古紙・古布類	(選別圧縮等)		(売却)	1, 023
廃食油		(委託	13	
有害ごみ		(3)	30	
使用済 小型家電		( 23	委託処理)	_

※3 ガレキ類は、朽木、今津地域のみの回収である。

<sup>※2</sup>プラスチックボトルは、高島地域のみの回収である。

#### (3) 処理施設等の整備

### ア. 廃棄物処理施設

前記(2)の分別区分および処理体制で処理を行うため、平成38年度まで 必要な処理施設の整備等を行う。

#### イ. 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表4のとおりに行う。

表 4 合併処理浄化槽への整備計画

事業番号	事業名	直近の整備済 基数(基) (平成 26 年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
1	浄化槽設置整備 事業	21	98	566	H29∼H34
	合計	21	98	566	

#### (4) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

#### ア. 廃家電のリサイクルの普及啓発(施策番号41)

廃家電のリサイクルについて、特定家庭用機器再商品化法に基づく、適切な回収、再商品化がなされるよう、関連団体や小売店などと協力し、引き続き普及啓発を行う。

#### イ. 使用済小型家電リサイクルの普及啓発(施策番号50)

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(小型家電リサイクル法)」に基づき、平成27年7月からは市役所や公民館に回収ボックスを設置し、使用済小型家電の回収を行っている。今後は、使用済小型家電リサイクルの分別排出について、広報誌や市ホームページ等で普及啓発を行い、より多くの使用済小型家電の適正処理およびリサイクルを推進する。

#### ウ. 不法投棄対策(施策番号43)

滋賀県や警察及び関係機関と連携を図りつつ、地域の自治会などと一体となった普及啓発やパトロールの強化などを行うことによって不法投棄を防止する。

#### エ. 溶融スラグの利用推進および普及啓発等(施策番号42)

熱回収施設より回収される溶融スラグを安定的に有効利用するためにコンクリート2次製品製造業者等への売り込みを行うとともに、公共事業において利用促進し、需要拡大を図る。

また、その他にも様々な溶融スラグの有効活用の方法を検討する。

#### オ、地域のバイオマス利活用(食品廃棄物)(施策番号45)

平成17年度から市民を対象に生ごみ処理機設置等事業補助金制度を、実施してきたが、平成26年度からは、補助率等の拡充に加え、市内事業所を対象に実施しており、平成26年度は市民779件、事業所13件の生ごみ処理機の設置実績があった。

今後も引き続き食品廃棄物の発生抑制・利活用を図るとともに、たい肥化物、生ごみ処理残渣の利活用について検討を行う。また、環境学習等において、生ごみの水切りやコンポストによるたい肥化について取り上げて意識啓発を行う。

#### カ. 地域のバイオマス利活用 (廃食油) (施策番号46)

廃食油は、現在市内民間事業者に収集運搬処理業務を委託しており、BD Fに精製し再利用をしている。

今後は現在の業務内容を精査したうえでこの取り組みを進めていくととも に、民間事業者による廃食油の有効利用の取り組みを広げていく。

#### キ. 地域のバイオマス利活用(木質バイオマス)(施策番号47)

家庭から排出される庭木等の剪定枝の草木類について処理施設への受け入れは行っていないが、民間事業者において草木類のチップ化が行われている。

今後も引き続き民間事業者による草木類のチップ化を推進するとともに、 市内の畜産農家等への家畜敷き藁材、家畜排せつ物をたい肥化する際の副資 材としての利用や家庭における薪ストーブの導入など有効利用の取り組みを 広げていく。

#### ク. 事業系一般廃棄物としての撚糸・糸くずの利活用(施策番号48)

本地域の特徴的な地場産業により、独自に発生している撚糸・糸くず(一部ロール状のものを含む)については、高カロリーであるために排出事業者へのごみの出し方(環境センターで直接投入が可能なサイズ:40 cm 以下に裁断する等)を指定するとともに指導を強化し、同センターでの助燃材としてのサーマル利用を図るべく、事業者向けのリーフレットを配布し、より一層の周知を図る。

#### ケ. 再生可能エネルギー等の導入促進や先進的な取組と普及啓発(施策番号49)

最終処分場跡地などの遊休地における太陽光発電設備の導入など再生可能 エネルギー導入を促進するとともに、先進的な取り組みについて啓発してい く。

また、既存施設における設備機器のインバータ化や照明器具のLEDへの 交換等による省エネ化を推進する。

#### コ. 災害時の廃棄物処理に関する事項(施策番号44)

災害時の廃棄物処理については、周辺自治体の焼却施設等との連携体制を構築し、公共施設の空地等を仮置場として確保し、緊急事態に備える。また、 最終処分場跡地を災害廃棄物の仮置場として利用することを検討する。

今後は、災害が発生した場合に具体的な対応ができるよう、国が定める「災害廃棄物対策指針(平成26年3月)」ならびに当市の「地域防災計画」に基づき、災害廃棄物に対する処理計画の立案を検討し、万が一の災害発生時には、迅速かつ適正な対応ができるように準備を進める。

#### 4. 計画のフォローアップと事後評価

#### (1)計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、滋賀県および国と意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価および計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果がまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見 直すものとする。

### 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1 (平成29年度)

#### 1 地域の概要

(1)地域名高島市(2)地域内人口51,349 人(3)地域面積693.00 k ㎡(4)構成市町村等名高島市(5)地域の要件 人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況組合を構成する市町村:<br/>設立されていない場合、今後の見通し: 無し設立(予定)年月日: 年 月 日設立、認可予定

#### 2 減量化、再生利用の現状と目標

年				目標				
指標	・単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 35 年度
		家庭系 総排出量(トン)	15, 374	13, 724	13, 657	15, 416	13, 827	12, 407 (-10. 3%)
		1人当たりの排出量(kg/人)	287	259	261	297	269	254 (-5. 6%)
排	出量	事業系 総排出量 (トン)	3, 748	3, 715	3, 696	3, 051	2, 953	2, 650 (-10. 3%)
		1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	1.02	1.34	1. 34	1. 10	1. 07	0. 96 (-10. 3%)
		合 計 事業系家庭系排出量合計(トン)	19, 122	17, 439	17, 353	18, 467	16, 780	15, 057 (-10. 3%)
		集団回収(トン)	239	278	247	239	169	161
再	生利用量	直接資源化量(トン)	1, 025 (5. 3%)	916 (5. 2%)	652 (3. 7%)	533 (2.8%)	504 (3.0%)	1, 023 (6. 8%)
+++	エ 에 巾 里	総資源化量(トン)	3, 238 (16. 7%)	3, 015 (17. 0%)	2, 688 (15. 3%)	2, 537 (13. 6%)	2, 215 (13. 1%)	2, 247 (14. 8%)
		熱回収量(年間の熱使用量 GJ)	29, 000	29, 000	29, 000	29, 000	29, 000	29, 000
中間	引処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	13, 561 (70. 9%)	12, 779 (73. 3%)	12, 899 (74. 3%)	13, 697 (74. 2%)	12, 496 (74. 5%)	11, 096 (73. 7%)
最	終 処 分 量	埋立最終処分量(トン)	2, 562 (13. 4%)	1, 923 (11. 0%)	2, 013 (11. 6%)	2, 472 (13. 4%)	2, 238 (13. 3%)	1, 875 (12. 5%)

<sup>※</sup>別添資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付(添付資料2)

#### 3 現有施設の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別実施主	宝饰主体	現有施設の内容			更新、廃止、新設の内容					備考	
	大加土14 	型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止予定年度	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	1
高島市環境センター (ごみ焼却施設)	高島市	全連続焼却方式(流 動床ガス化溶融)	有	75t/24h	H15. 4						継続利用
高島市環境センター (リサイクル施設)	高島市	リサイクルプラザ (破砕・選別・圧 縮・梱包・保管)	有	25t/5h	H16. 4						継続利用

-2.1

	1
- 1	
۲	۰
	1

施設種別	実施主体	現存	が設の	内容			更新	、廃止、新設の内容			- 備 考
他改性別	<b>夫</b> 旭土体	型式及び処理方式	補助の有無	処理能力 (単位)	開始年月	更新、廃止予定年度	更新、廃止理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
高島市環境センター (ストックヤード施設)	高島市	保管 (ダンボール・古布)	有	320m²	H20. 4						継続利用
高島拝戸不燃物処理 場	高島市	ガラス粉砕、圧縮機	有	37t/5h	S49. 4						継続利用
マキノ不燃物処理場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	有	全体容量 52,000m <sup>3</sup>	S48. 12						埋立終了
今津不燃物処理場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	有	全体容量 58,000m <sup>3</sup>	H3. 9						継続利用
朽木不燃物処理場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	有	全体容量 5,368m³	S59. 7						継続利用
安曇川不燃物処理場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	有	全体容量 25,000m³	S47. 10						埋立終了
高島横山不燃物処理 場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	有	全体容量 19,600m³	S59. 2						埋立終了
新旭饗庭不燃物処理 場	高島市	サンドイッチ方式・管理型	有	全体容量 160,650㎡ (増設250 ㎡)	S43. 4 (増設) H24. 4						(H20~H23 最終処分場再 生事業実施)
高島市衛生センター	高島市	し尿処理施設(標準 脱窒素処理方式)	有	70kL/日	S52. 4						(平成 9 年度更新) H29.10以降に高島浄化センター内の新施設に移行 予定

<sup>※</sup>別添資料として、現有施設の概要を添付(添付資料4)

#### 4 生活排水処理の目標

			目標				
指標・単位		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 35 年度
総 人 口		53, 641	53, 054	52, 392	51, 903	51, 349	48, 776
N # T * **	汚水衛生処理人口	30, 931	31, 845	31, 845	32, 389	33, 514	38, 398
公共下水道	汚水衛生処理率または汚水処理人口普及率	58%	60%	61%	62%	65%	79%
生生业业生	汚水衛生処理人口	9, 480	9, 240	9, 240	8, 308	7, 191	4, 466
集落排水施設	汚水衛生処理率または汚水処理人口普及率	18%	17%	18%	16%	14%	9%
∧ //⁄ /n ru // // /#	汚水衛生処理人口	6,001	5, 771	5, 771	5, 592	5, 569	4, 723
合併処理浄化槽	汚水衛生処理率または汚水処理人口普及率	11%	11%	11%	11%	11%	10%
+ 4n rm 1 =	汚水衛生処理人口	7, 229	6, 198	5, 536	5, 614	5, 075	1, 189
未処理人口		13%	12%	11%	11%	10%	2%

※別添資料として指標と人口の要因に関するトレンドグラフを添付(添付資料2)

### 5 浄化槽の整備状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体		現有施設の内容		2	備考		
		基数	処理人口	年度	基数	処理人口	目標年度	
浄化槽設置整備事業	高島市	21	60	H26	98	566	Н35	

<sup>※</sup>計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付(添付資料5)

#### 様式2

# 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成29年度)

	事業種別	事業 番号	事業主体 名 称	規	摸	事業 交付	期間 期間			総事業	費(千F	円)				交	付対象될	事業費(	千円)			
	事業名称				単位	開始	終了		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度		平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	備考
C	浄化槽に関する事業							37, 314							37, 314							
	净化槽設置整備	1	高島市	98	基	29	34	37, 314	6, 513	6, 513	6, 513	6, 513	5, 631	5, 631	37, 314	6, 513	6, 513	6, 513	6, 513	5, 631	5, 631	
	숌 計							37, 314	6, 513	6, 513	6, 513	6, 513	5, 631	5, 631	37, 314	6, 513	6, 513	6, 513	6, 513	5, 631	5, 631	

様式3

# 高島市地域の循環型社会形成推進のための施策一覧(今後行う施策)

			7. 旧块主社本心以往连				· (7)						
	施				事業	期間	交付金			事業	計画		
施策 種別	策番号	施策の名称等	施策の概要	実施 主体	開始	終了	必要の要否	平成 29 年 度	平成 30 年 度	平成 31 年 度	平成 32 年 度	平成 33 年 度	平成 34 年 度
	11	有料化の検討	・有料化の検討 ・料金の見直しの検討	高島市	29	30	×						
	12	生ごみ削減対策	・生ごみ処理機導入支援の 継続	高島市	29	34	×						
発生抑 制、再使 用の推進	13	マイバッグ運動・レジ袋対策	<ul><li>買物袋やマイバッグの持</li></ul>	高島市	29	34	×						
制、再使 用の推進	14	集団回収活動の勧 奨	・支援の継続	高島市	29	31	×						
に関する もの	15	排出抑制、再資源化施策		高島市	29	34	×						
		池米	・企業等への責任分担と協力の要請	高島市	29	31	×						
	16	生活排水対策	・広報活動の実施 ・啓発活動の強化	高島市	29	34	×						
処理体制	21	家庭系ごみの処理 体制、使用済小型家 電の回収	紙ごみ等の分別および使用 済小型家電回収を徹底し、燃 やせるごみへの混入率軽減 と資源化率の向上を図る。	高島市	29	34	×						
処理体制 の構築、 変更に関 するもの	22	事業系ごみの処理 体制	家庭系ごみに準じた収集・ 処理・処分を徹底する。ま た、多量排出事業者に減量 化計画策定を促す。	高島市	29	31	×						
	23	生活排水処理体制	合併処理浄化槽の普及を図 る。	高島市	29	34	×						
処理施設の 整備に関す るもの	1	浄化槽設置整備事 業	合併処理浄化槽の整備を進 め、水質の保持に努める。	高島市	29	34	0						
	41	廃家電等のリサイ クルの普及啓発	家電リサイクル法の対象品 目について、買い換え時に 小売業者へ適切に引き渡す よう指導	高島市	29	34	×						
		促進および普及啓	溶融スラグを使用したコン クリート2次製品等の利用 推進や普及啓発等	高島市	29	34	×						
	43	不法投棄対策	地域の自治会などと協力 し、普及啓発やパトロール の強化を行う。	高島市	29	34	×						
	44	理に関する事項	周辺の焼却施設等との連携 体制を構築し、緊急事態に 備える。	高島市	29	34	×						
その他	45	利活用(食品廃棄 物)	生ごみ処理機等による食品 廃棄物の発生抑制・利活用 を行う。	高島市	29	34	×						
	46	利沽用(廃食油)	民間事業者による廃食油の 利活用取組拡大を図る。	高島市	29	29	×						
	47	地域のバイオマス 利活用(木質バイオ マス)	家庭から排出される草木類 の利活用取組拡大を図る。	高島市	30	34	×						
	48		撚糸・糸くずについて、事 業者への排出方法の指導を 強化する。	高島市	29	30	×						
	49	一等の導入促進や 先進的な取組と普	最終処分場や民間施設での 再生可能エネルギー導入促 進、既存施設での省エネ化 推進を図る。	高島市	29	34	×						
	50	使用済小型家電リ サイクルの普及啓 発	使用済小型家電の分別排出 について、普及啓発する。	高島市	29	30	×						

# 施設概要(浄化槽系)

### 都道府県名 滋賀県

	即是形 朱石
(1) 事業主体名	高島市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目 的:浄化槽の整備を推進することにより、水環境への汚濁負荷量を 低減し、望ましい水環境の形成に寄与することにより、循環型 社会の形成を図る。 内 容:合併処理浄化槽を整備しようとする者に対し補助金を交付す る。
(4) 事業期間	平成29年度~平成34年度
(5) 事業対象地域の要件	補助の対象となる地域は、以下のいずれかに該当するものとする。 (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項および第25条の3第1項の許可を受けた事業計画に定められた予定処理区域(以下「下水道事業予定区域」という。)または土壌改良法(昭和24年法律第195号)第57条の4の規定に基づく農業集落排水事業区域以外の地域であって、次のいずれかに該当する地域・湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する地域・水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域(2)下水道事業計画区域のうち、当分の間下水道の整備が見込まれない地域であって、次のいずれかに該当する地域・湖沼水質保全特別措置法第3条第2項に規定する地域・水質汚濁防止法第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域
(6) 事業計画額	交付対象事業費 37,314千円

# 〇 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

## 【浄化槽設置整備事業(通常整備分)】

	*木、旭市正洲刀/ 1					
人槽区分	補助対象基数		うち	基準額	対象経費	選定額
	(  人分	·)	単独撤去	(千円)	支出予定額 (千円)	(千円)
5人槽	12 基( 60	人分)		3, 984	3, 984	3, 984
6~ 7人槽	12 基( 84	人分)		4, 968	4, 968	4, 968
8~10人槽	基(	人分)				
11~20人槽	基(	人分)				
21~30人槽	基(	人分)				
3 1~5 0人槽	基(	人分)				
5 1人槽以上	基(	人分)				
改 築	基					
計画策定調査費						
合 計	24 基(144 改築を除く	人分)		8, 952	8, 952	8, 952

# 【浄化槽設置整備事業(豪雪地帯指定地域整備分)】

MAT ID	木 (多目地市旧足地场走)	/m / J / A				
人槽区分	補助対象基数		うち	基準額	対象経費	選定額
	(人分)	)	単独撤去	(千円)	支出予定額 (千円)	(千円)
5人槽	48 基(240	人分)		16, 896	16, 896	16, 896
6~ 7人槽	26 基(182	人分)		11, 466	11, 466	11, 466
8~10人槽	基(	人分)				
11~20人槽	基(	人分)				
21~30人槽	基(	人分)				
31~50人槽	基(	人分)				
5 1 人槽以上	基(	人分)				
改築	基					
計画策定調査費						
合 計	74 基(422 改築を除く	人分)		28, 362	28, 362	28, 362



# 添付資料2 目標の設定に関するグラフ

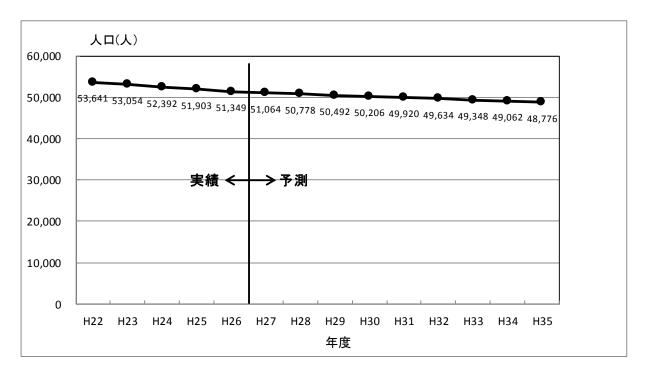


図1 人口推移

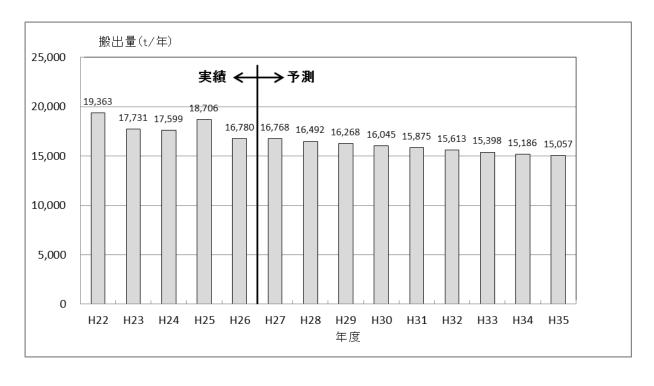


図2 ごみ排出量の推移(その1)

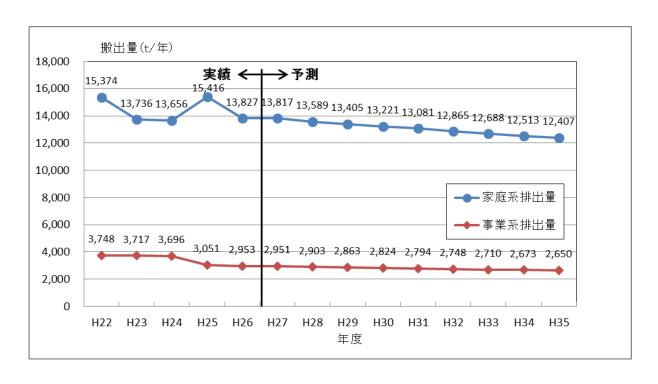


図3 ごみ排出量の推移(その2)

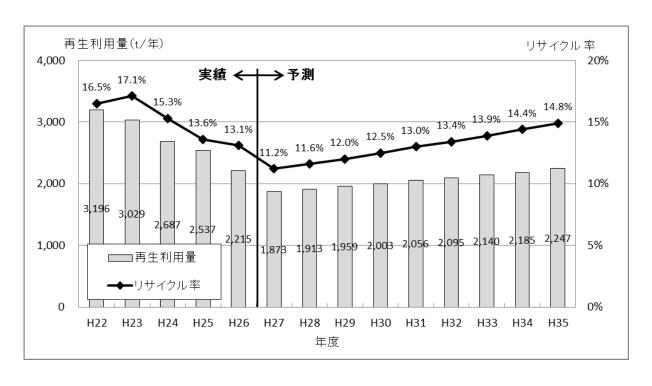


図4 再生利用量とリサイクル率の推移

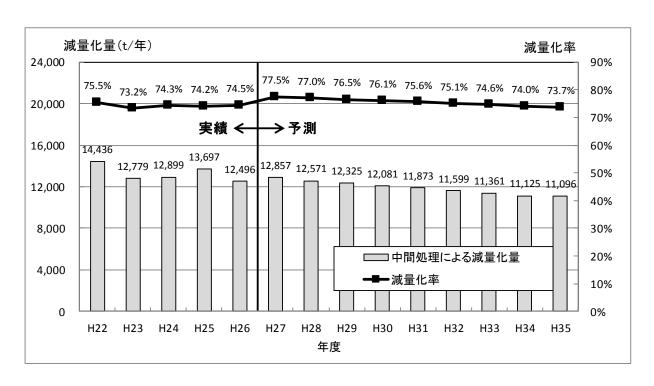


図5 中間処理による減量化量の推移

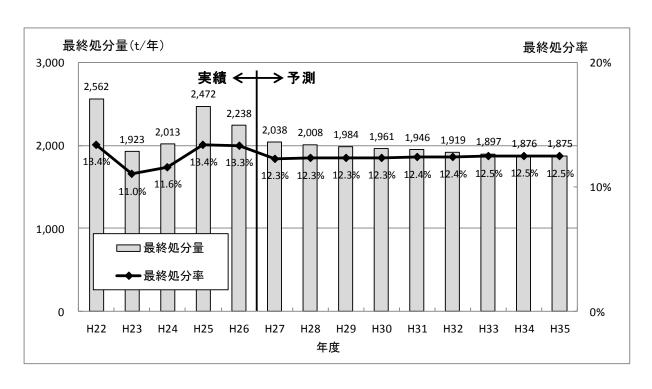


図 6 最終処分量の推移

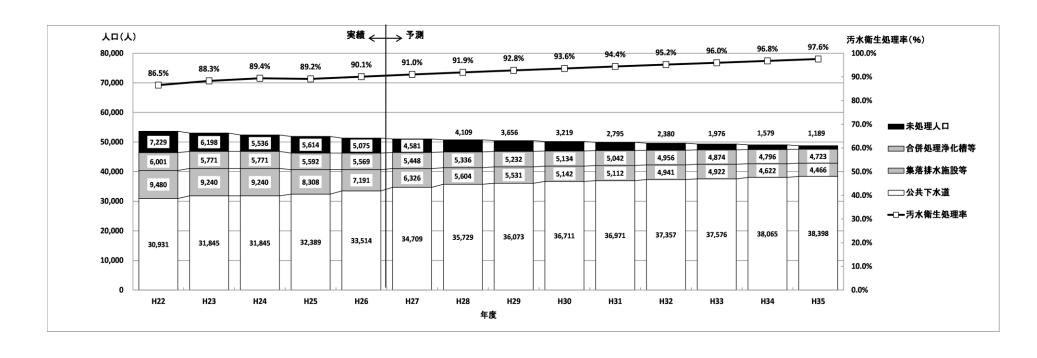


図7 生活排水処理人口および汚水衛生処理率の推移

# 添付資料3 分別区分説明資料

(平成26年度現在)

区分	内容	収集方式	収集頻度	1
燃やせるごみ	<ul><li>・プラスチック類</li><li>・紙、木、綿くず、布、皮、ゴム</li><li>・生ごみ</li><li>・衛生用品</li></ul>	ステーション 指定袋	週2回	委託
燃えないごみA類	<ul><li>・陶磁器類(茶わん、皿、花ビンなど)</li><li>・ガラス製品類(化粧品ビン、コップ、窓ガラス、電球など)</li></ul>	ステーション 個人所有 不燃物収集 コンテナ	月1回	委託
燃えないごみB類	<ul><li>・小形金属類 (スプレー缶、鎌、はさみなど)</li><li>・小形電気製品類 (アイロン、ゲーム機、電気コードなど)</li></ul>	ステーション 個人所有 不燃物収集 コンテナ	月1回	委託
飲食用カン	・ビール ・ジュース ・缶詰のカン ・ペットフードのカン	ステーション 資源専用 コンテナ	月2回	委託
飲食用ビン	・ジュース ・のりびん ・調味料 ・ウイスキー ・コーヒーなど	ステーション 資源専用 コンテナ (白色、茶色、黒 色)	月2回	委託
ペットボトル	・ペットボトル識別マークの入ったボトル	ステーション 青色ネット袋	月2回	委託
プラスチックボトル (高島地域のみ)	・シャンプー、家庭用洗剤など	ステーション 白色ネット袋	月2回	委託
新聞・ダンボール・ その他古紙(雑誌) ・シュレッダー紙・ 牛乳パック・古着等	<ul> <li>・新聞 (チラシが混ざったままでも良い)</li> <li>・本 (書籍、雑誌、パンフレット、ノート)</li> <li>・ダンボール (ガムテープや留め金は取り除く)</li> <li>・牛乳パック (ひもでしっかり縛る)</li> <li>・古着 (透明の袋に入れる)</li> </ul>	拠点回収 紙資源回収 ステーション	月2回	委託
廃食油	・天ぷら油など (直物性の食用油に限る)	拠点回収	_	_
有害ごみ	<ul><li>・蛍光管</li><li>・乾電池</li></ul>	拠点回収	_	_
粗大ごみ	<ul><li>・大型燃えるごみ(ふとん、たたみ、大型ポリバケツなど)</li><li>・大型木製家具類(机、たんす、下駄箱など)</li><li>・大型金属製品(自転車、一輪車など)</li><li>・大型電気製品(ファンヒーター、掃除機など)</li></ul>	直接搬入 戸別回収	_	_
ガレキ類(今津、朽木地域のみ)	<ul><li>・陶磁器類</li><li>・ガラス製品類</li><li>・瓦</li><li>・レンガ</li><li>・タイル</li></ul>	直接搬入	_	_

# 添付資料4 現有施設の概要

番号	施設名称	種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年月	備考
1	高島市環境センター (ごみ処理施設)	中間処理施設 流動床ガス化溶融方式 焼却炉	可燃ごみ	75t/日 (37.5t/24h×2 炉)	高島市今津町 途中谷 236 番地	H15. 4	
	高島市環境センター (リサイクル施設)	中間処理施設 破砕・選別・圧縮・梱包・ 保管	資源ごみ、不燃ごみ、粗 大ごみ	25t/日 (粗大・不燃 15t/5h、資源 10t/5h)	高島市今津町 途中谷 236 番地	H16. 4	
	高島市環境センター (ストックヤード施設)	ストックヤード	ダンボール、古布	320 m <sup>2</sup>	高島市今津町 途中谷 236 番地	H20. 4	
2	マキノ不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ	全体容量 52,000 m³	高島市マキノ町 沢 202番地	S48. 12	H16.3 埋立終了
3	今津不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ(土砂、瓦礫類、 タイル、レンガ、陶磁器 類、ガラス)	全体容量 58,000 m <sup>3</sup> 残余容量 9,415 m <sup>3</sup> (H26 末)	高島市今津町 杉山 35 番地	Н3. 9	H30 埋立終了予定
4	新旭饗庭不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ(土砂、瓦礫類、 タイル、レンガ、陶磁器 類、ガラス)	全体容量 160,650 m <sup>3</sup> 残余容量 201 m <sup>3</sup> (H26 末)	高島市新旭町 饗庭 717 番地	S43. 4	H20~H23 最終処分 場再生事業実施済 H33 埋立終了予定
5	高島横山不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ(土砂、瓦礫類、 タイル、レンガ、陶磁器 類、ガラス)	全体容量 19,600 m <sup>3</sup>	高島市武曽横山 1536番地	S59. 2	H21.6 埋立終了
6	高島拝戸不燃物処理場	再資源化施設	不燃ごみ	圧縮機 12t/5h ガラス粉砕機 25t/5h	高島市拝戸 391 番地1	S49. 4	
7	安曇川不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ	全体容量 25,000 m³	高島市安曇川町 南船木 816 番地	S47. 10	H7.3 埋立終了
8	朽木不燃物処理場	サンドイッチ方式 最終処分場	不燃ごみ(土砂、瓦礫類、 タイル、レンガ、陶磁器 類、ガラス)	全体容量 5,368 m <sup>3</sup> 残余容量 1,712 m <sup>3</sup> (H26 末)	高島市朽木荒川 1119番地	S59. 7	H37 埋立終了予定
9	高島市衛生センター	標準脱窒素処理方式 し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	70kL/日	高島市今津町今津 770番地	S52. 4	H29. 10 以降に高島 浄化センター内の 新施設に移行予定

# 添付資料 5 污水処理施設整備構想図

